



教皇庁 信徒評議会

299/06/S-61/B-98

## 教 令

キリスト信者の国際私的会である信徒マリアニスト共同体が、2000年3月25日から5年間の試験期間を経過して教会の承認を受けたことを考慮し（Prot. N. 450/00/ S-61/ B-98）

信徒マリアニスト共同体の世界評議会議長であるアントニ・ガラシア氏の名前でラテンアメリカ地域の代表者であるエゼキエル・エイチ・レギアニ氏によって、この信徒マリアニスト共同体の定款の最終的承認願を本会に提出したことを受けて。

信徒マリアニスト共同体の定款を最終的な形で承認する機会を考慮し、定款のテキストに提示された修正のために、ローマ教皇庁に関する使徒憲章「良き牧者 131-134条」と教会法 312(1) 1によって、教皇庁信徒評議会は下記の教令を発する。

## 教 令

1. 教会法の第 298-311 条と第 321-329 条に則って、信徒マリアニスト共同体をキリスト信者の国際私的会として認めたことを確認する。
2. 信徒マリアニスト共同体の定款をその新しい版で最終的に承認する。  
その原本は教皇庁信徒評議会の公文書館にある。

バチカン市にて 聖ペトロの使徒座の祝日に 2006年2月22日

+ *Dr. Clemens*  
Josef Clemens  
Secretario



+ *St. Rytko*  
Stanisław Rytko  
Presidente

ヨセフ クレメンズ

書記官

スタニラウス リイルコ

評議会議長